

令和5年2月7日
保健福祉政策部
高齢福祉部
世田谷保健所

後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施について

1 主 旨

後期高齢者は、加齢に伴う心身の能力低下のため、複数疾患の合併のみならず認知症等の進行により多病・多剤処方の状態に陥るなどの健康上の不安が大きくなる。こうした不安を取り除き、自立した生活ができる期間の延伸、QOLの維持向上を図るためには、高齢者の特性を踏まえた健康支援・相談を行う必要がある。国の医療保険制度においては、75歳に到達するとそれまで加入していた国民健康保険制度等から、後期高齢者医療制度に異動することとされているため、74歳までの国民健康保険制度の保健事業と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業がこれまで適切に継続されてこなかった。この課題を解決するため、令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が公布され、令和2年度から区が東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の委託を受けて、後期高齢者に対して国民健康保険の保健事業や介護保険制度の地域支援事業等を一体的に実施できるよう法整備がなされた。

区では、地域の健康課題への対策として健診データ等を活用して国民健康保険で既に実施している糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業について、後期高齢者の医療制度においても実施する。

2 背 景

本区の国民健康保険における生活習慣病の2型糖尿病患者数は、令和2年度で23,913人、被保険者全体に占める割合は13%となっており年々上昇する傾向にある※1。更に、糖尿病性腎症重症化予防候補者が腎疾患患者に占める割合は、10.1%と都内62市区町村中11番目に高い※2。高齢になるほど腎機能は低下する傾向があり、重症化して人工透析になると被保険者に日常生活の制限がかかるほか、一人当たり年間医療費は500万円ほど必要なため、糖尿病性腎症重症化予防は、被保険者のQOL及び医療費適正化の観点から、区の健康課題の一つとなっている。

※1 KDB（国保データベース）システムによる分析

※2 東京都「令和3年度東京都国民健康保険被保険者に係る医療費等地域差分析」

3 国の示す広域連合から区への委託事業の枠組み

(1) 保健師等による企画・調整

国民健康保険で実施している重症化予防事業の後期高齢者への継続と、介護保険の介護予防と保健事業の連携に取り組むため、保健師等の医療専門職を配置する（図1、図2）。医療専門職が中心となり、地域の健康課題の把握や医療関係団体との連携を進め、地域の社会資源を踏まえて事業全体の企画・調整・分析を行う（図3）。

（2）保有データの分析

KDBシステム等を活用し、高齢者の医療レセプトや健診データ、介護レセプトの情報を把握するとともに、後期高齢者健診の質問票の回答などフレイル状態に関する情報も一体的に分析し、フレイルの恐れのある高齢者など、支援すべき対象者を抽出する。

（3）分析結果に応じたリスクのある後期高齢者への保健事業

抽出したデータから、糖尿病性腎症重症化予防の対象者への保健指導やフレイルのリスクがある対象者への通いの場などにつなぐ取組み（アウトリーチ支援）を実施する。

（4）通いの場における取組み

通いの場（地域デイサービス等）においては、フレイル予備群を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた健康相談等の支援を行うとともに、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）と連携して医療・介護サービスにつなぐ。

4 概算経費

広域連合に交付される国の特別調整交付金を財源とし、広域連合から区に対し委託事業費が支払われる仕組みで、区が医療専門職（保健師等）を配置して事業を実施できる規模で交付される。

・事業委託料 11,110千円（歳入 特別調整交付金等9,790千円）

なお、広域連合からの委託料とは別に、本事業は国民健康保険の保険者努力支援制度※の評価対象となっており、事業の実施により、国から国民健康保険特別会計に約13,000千円の交付金がある見込み。

※国保制度改革の一環として、医療費の適正化に向けた取組み等に関する支援として、平成30年度から実施された制度。

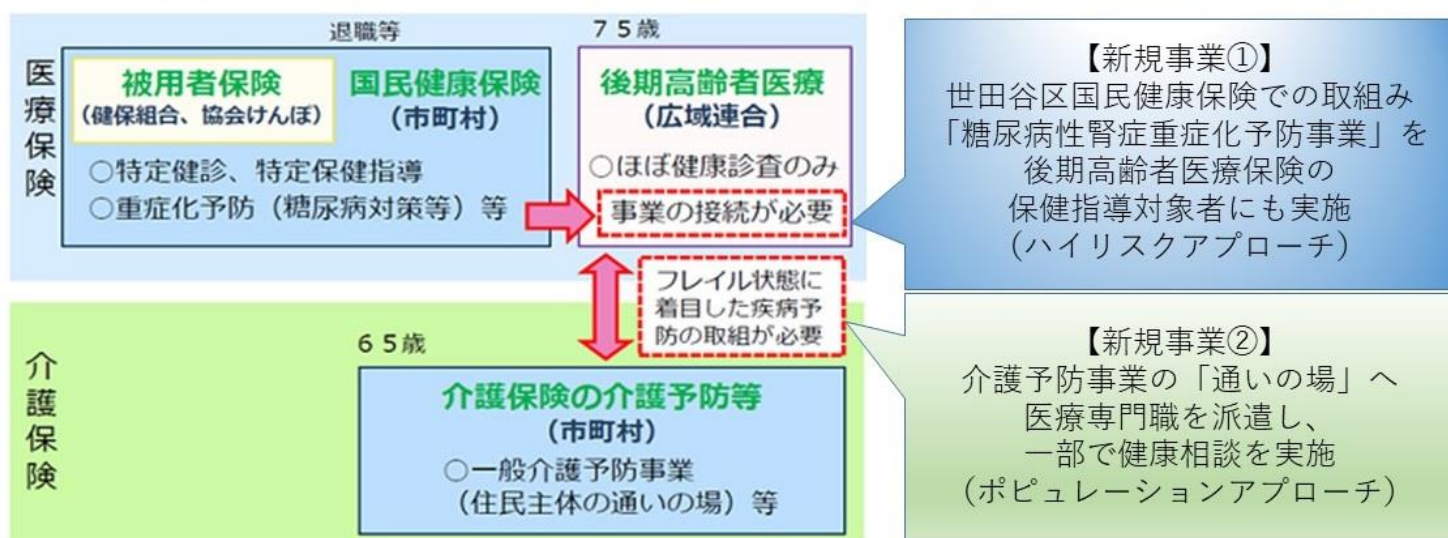
5 実施体制

後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施は、主管課を保健福祉政策部国保・年金課とし、関係する高齢福祉部ならびに世田谷保健所と連携して取り組む。

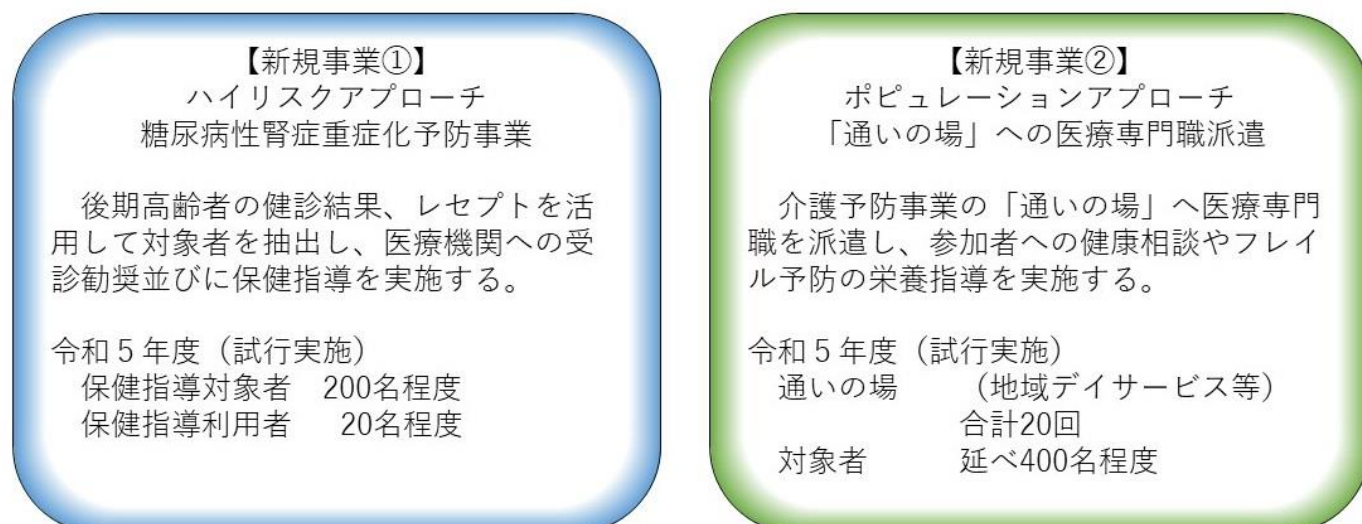
6 今後のスケジュール（予定）

| | | |
|------|----|------------------|
| 令和5年 | 2月 | 広域連合、関係団体等との調整 |
| | 4月 | 広域連合からの委託契約を区が受託 |
| | 9月 | 事業の開始 |

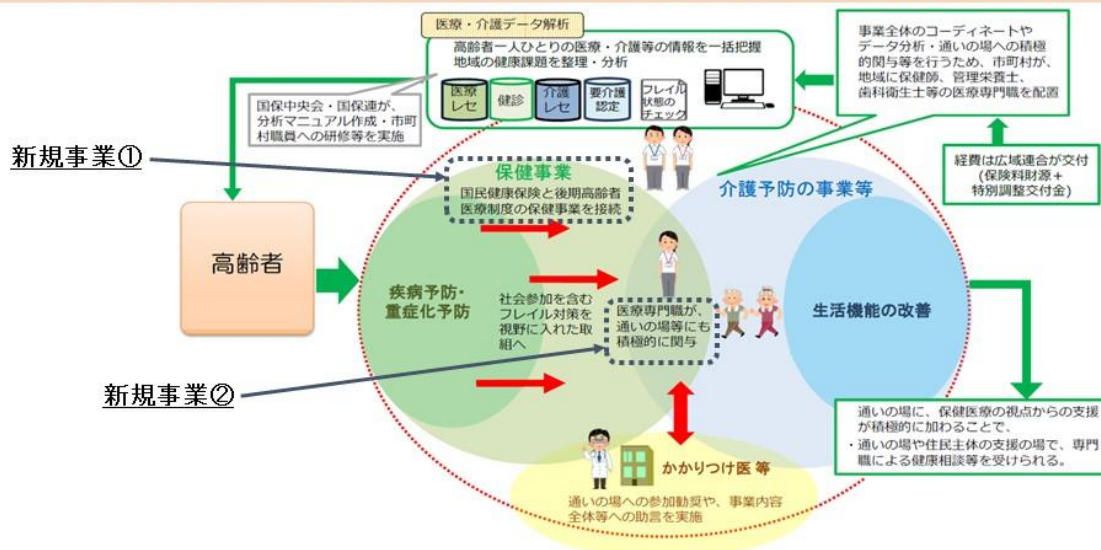
(図1)世田谷区 高齢者の特性を踏まえた保健事業(案) 令和5年度～



(図2)世田谷区 高齢者の特性を踏まえた保健事業(案) 令和5年度～



(図3)世田谷区 高齢者の特性を踏まえた保健事業(案) 令和5年度～



世田谷区の「高齢者の特性を踏まえた保健事業」のイメージ図
(出典) 国資料「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」